

印鑑登録証をなくした・印鑑を紛失したため、
再度 印鑑登録をする場合

様式第1号

印鑑登録申請書 兼 印鑑登録廃止申請・印鑑登録証亡失届出書		
聖籠町長 様		
下記のとおり印鑑登録を申請いたします。 印鑑登録を廃止したいので、印鑑登録証を添えて申請します。 印鑑登録証を亡失しましたので届け出ます。		
印鑑登録（廃止・印鑑登録証亡失届出）をする人		
住 所	聖籠町大字 諏訪山1635-4	
氏 名	聖籠 緑丸	
生年月日	平成8年4月4日生	
廃止理由	印 鑑： 紛失・盗難・破損・変更・その他	
	登録証： 紛失・盗難・焼失・その他	
	その他の事由（ ）	
窓口に来た人 ☐ 本人 → 窓口へお持ちください ☒ 代理人（下記を記入してください）		
住 所	聖籠町大字 諏訪山1635-4	
氏 名	聖籠 花子	
電話番号	0254-27-2111	
上 保 証 人	代理人の申請の場合は、登録者本人に手紙を送り、 登録者の意思を確認してからの登録になります。 (申請当日の登録はできません)	
	生年月日	年 月 日生
	1 保証人は、聖籠町に印鑑登録をしている人に限ります。 2 この保証は、裏面注意事項2に代わる書類となります。	

年 月 日

登録印鑑

緑丸

廃止印鑑

緑丸

廃止する印鑑がある場合は押してください

印鑑登録番号

印鑑登録証（カード）受領書

印鑑登録番号		印鑑登録証 受領者の印
受領年月日		
氏 名	☐ 本人 ☐ 代理人（代理権授与通知書による）	

注意事項

- この申請・届出は、登録者本人が行ってください。ただし、病気その他やむを得ない理由により、登録者本人が行うことができない場合は、代理人が行うことができます。
- 申請・届出の際には、本人の顔写真が貼付されている官公署発行の免許証、許可証等が必要です。
- 印鑑登録のできる人及び代理人になれる人は、15歳以上でなければなりません。
- 本人の意思によらない虚偽の申請をした場合は、法律により罰せられることがあります。
- 登録者本人の確認ができない場合又は代理人による届出の場合は、即日登録できません。
- 以下に掲げるもののいずれかに該当する場合には、当該印鑑を登録することはできません。詳しくはお問い合わせください。
 - 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもの等で表していないもの
 - 職業、資格、その他氏名、旧氏若しくは通称以外の事項を表しているもの
 - ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
 - 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - 印影を鮮明に表しにくいもの 等

確 認 区 分	即 時 登 録	個人番号カード 免許証 在留カード 許可証 証明書 身分証明書 その他（ ）			登 録 証 の 受 領 印	
	文 書 照 会	整理番号	発送年月日	回答期限		
			・ ・	・ ・		
	登録番号		登 録 年 月 日 (回答年月日)		・	・